

事故救済制度の他市町（政令指定都市、兵庫県下市町）の実施状況

○ 他市町の実施状況

政令指定都市：6 都市（神戸市，千葉市，相模原市，名古屋市，京都市，A市）

都市名 (高齢者人口)	制度開始	内容	事前登録	支給実績
神戸市 (約 43 万人)	平成 31 年 4 月	・賠償責任保険（上限 2 億円） ・見舞金（給付金）（上限 3,000 万円） ・傷害死亡・後遺障害保険（上限 100 万円） ※加入者が死亡・後遺障害	必要 ※見舞金 （給付金） は不要	計 83 件 (R8.3 時点)
千葉市 (約 26 万人)	令和 8 年 7 月	・賠償責任保険（上限 1 億円） (R8.7.1～事業開始)	必要	
相模原市 (約 19 万人)	令和元年 8 月	【GPS 機器貸与事業に付帯】 ・賠償責任保険（上限 3 億円） ・傷害死亡・後遺障害保険（上限 100 万円） ※加入者が死亡・後遺障害	必要	
名古屋市 (約 57 万人)	令和 2 年 10 月	・賠償責任保険（上限 2 億円） ・給付金（上限 3,000 万円） ※事故相手が市民で死亡・後遺障害 ・見舞金（15 万円） ※事故相手が市民以外で死亡	必要	計 13 件 (R8.3 時点)
京都市 (約 40 万人)	令和 2 年 8 月	【GPS 機器貸与事業に付帯】 ・賠償責任保険（上限 3 億円）	必要	計 0 件 (R8.3 時点)
A 市 (非公開)		【GPS 機器貸与事業に付帯】 ・賠償責任保険 ・傷害死亡・後遺障害保険 ※加入者が死亡・後遺障害	必要	

○兵庫県下市町の実施状況（神戸市以外）：15 市町（令和 3 年度は 6 市町）

	市町名	実施状況(予定含む) ※補償内容、対象者、方法（保険会社との提携）等
1	尼崎市	【内容】認知症の人が日常生活における偶然な事故により他人にケガを負わせたり他人の財物を壊したことなどによってご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合にその賠償金を補償する（上限 1 億円） 【対象者】①尼崎市「認知症みんなで支える SOS ネットワーク」登録者 ②在宅生活者 ③日常に支障をきたすような認知症状等が一定見られ、自身で外出が可能な方 保険会社との契約：プロポーザル方式による 令和 6 年 11 月に選定（令和 7 年度～令和 11 年度の各単年度で契約締結予定）
2	西宮市	【内容】認知症の人が日常生活における偶然な事故により、他人にけがを負わせた李、他人の財物を壊したことなどによってご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合にその賠償金を補償する（上限 1 億円） 【対象者】①認知症であることが確認できる者②在宅生活者③自己申告により日常生活において外出の機会があると認められる者 保険会社との提携：令和 8 年 7 月より運用開始
3	芦屋市	【内容】認知症の人が日常生活における偶然な事故により、他人にケガを負わせたり、他人の財物を壊したことなどによって、ご本人やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合にその賠償金を補償する。 【対象者】在宅生活者のうち ①芦屋市認知症高齢者の見守り・SOS ネットワーク事業の登録者 ②日常生活に支障があるような認知症状等があり、自身で外出が可能な方
4	宝塚市	【内容】認知症の人が日常生活における偶然な事故により本人や家族が法律上の損害賠償責任を負った場合にその賠償金を補償する（上限 1 億円）。 【対象者】認知症高齢者等みまもり登録者で、在宅生活者であり、認知症状等が一定見られ、自身で外出が可能な方。 方法：対象者のうち、希望する者が個人賠償責任保険に加入する際に、保険料を市が負担する。事故の発生時には保険会社が対応を行う。
5	高砂市	【内容】日常生活における偶発的な事故で損害賠償責任を負った場合の補償を行う（上限 3 億円）。 【対象者】高砂市高齢者等見守り・SOS ネットワーク事業登録者かつ在宅生活者かつ日常生活に支障をきたすような認知症状等が一定見られ、自身が外出可能な者。 方法：市が契約者となる個人賠償責任保険に加入。
6	川西市	【内容】認知症の人が日常生活における事故等により、他人に怪我を負わせたり他人の財物を壊す等、認知症の人やその家族が法律上の損害賠償責任を負った場合の賠償金の補填する保険（上限 1 億円）。

		【対象者】川西市に住民票を有する方で、川西市認知症みまもり登録に登録している方を基本とする。
7	三田市	【内容】個人補償保険金：最大1億円 被害者が死亡した場合の見舞金：15万円 【対象者】①三田市に住民票がある40歳以上の人②施設等に入らず自宅で生活している認知症の人③要支援・要介護認定を受けている人④市のGPS貸与及びSOSネットワーク利用者 以上4つの条件をすべて満たす人 方法：保険に市で推定人数で加入している。
8	丹波篠山市	【内容】日常生活における偶発的な事故によって、法律上の損害賠償を負った場合の保障を行う（上限1億円）市が契約者となり保険加入する。 【対象者】在宅で生活をされている方で介護保険の調査員又は主治医意見書から「認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ、Ⅲ、Ⅳ又はⅤ」以上であると確認できる方。見守り・SOSネットワーク事業登録者。
9	養父市	【内容】日常生活における偶発的な事故で損害賠償責任を負った場合の補償を行う。 【対象者】見守り・SOSネットワーク事業登録者。 方法：市が契約者となる個人賠償責任保険に加入。
10	丹波市	【内容】1事故につき上限1億円 【対象者】丹波市に住民票がある人で、以下の条件をすべて満たす人 ①40歳以上の人 ②丹波市高齢者等早期発見SOSシステムに事前登録している人 ③在宅生活をしている人（施設、病院等に入所、入院している人は非該当） ④日常生活に支障をきたすような認知症の症状があり、自身で外出可能な人 ⑤介護保険料の滞納がない人 方法：市が契約者となる個人賠償責任保険に加入。
11	朝来市	【内容】日常生活における偶発的な事故により、高齢者やご家族が法律上の損害賠償責任を負ってしまった場合に、その賠償金を保険で補償する。 【対象者】市内に住所がある認知症高齢者等・介護保険法の介護認定を受けている者・認知症高齢者等SOSネットワークに登録している者・日常生活に支障をきたすような認知症の症状が一定見られ、見守りが必要な者
12	たつの市	【内容】はいかいのおそれのある高齢者等が、日常生活で起こした事故により、第三者へ損害賠償責任を負った場合の補償。日常生活賠償責任保険：3億円限度。 【対象者】はいかい高齢者等見守りSOSネットワーク登録者
13	稲美町	【内容】日常生活における偶発的な事故で損害賠償責任を負った場合の補償を行う。 【対象者】町内に住所があり、在宅で生活している人で、稲美町高齢者等見守り・SOSネットワーク事業の登録者または日常生活に支障をきたすような認知症状等があり、外出が可能な人。方法：町が契約者となる個人賠償責任保険に加入。
14	播磨町	【内容】日常生活における偶発的な事故で損害賠償責任を負った場合の補償を行う。 【対象者】播磨町高齢者等見守り・SOSネットワーク事業者登録者または認知症高齢者の日常生活自立度に支障をきたすような認知症状等があり、外出が可能な人

		方法：町が契約者となる個人賠償責任保険に加入
15	新温泉町	【対象者】新温泉町認知症高齢者等見守り・ＳＯＳネットワーク事業実施要綱（平成28年新温泉町告示第104号）の規定により登録された者のうち、次のいずれにも該当する者又は特に町長が必要と認める者とする。 (1) 町内に住所を有する者 (2) 在宅で生活をしている者 (3) 次のいずれかに該当する者 ア 要介護認定における主治医意見書により認知症であることを確認できる者 イ 要介護認定における認定調査票又は主治医意見書により認知症高齢者の日常生活自立度がⅡ a 以上かつ障害高齢者の日常生活自立度がＢ 2 以下と判定されている者 ウ 医師の診断書により認知症と診断されている者